

滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館におけるレストラン経営者公募要項

1 目的

滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館（以下、「宿泊研修館」という。）において、公有財産使用許可を受け、宿泊研修館の利用者等の利便性の確保およびサービスの向上を図ることを目的に、レストランの経営者を公募することを目的とします。

2 公募等の日程

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 公募要項の配布 | 平成29年 4月10日（月）～平成29年 4月28日（金） |
| (2) 質問受付期間 | 平成29年 4月10日（月）～平成29年 4月19日（水） |
| (3) 現地確認 | 平成29年 4月20日（木） |
| (4) 申込書の受付、締切 | 平成29年 4月26日（水）～平成29年 5月10日（水） |
| (5) 審査、経営者決定 | 平成29年 5月15日（月）頃 |
| (6) 運営期間 | 平成29年 6月 1日（木）～平成30年 3月31日（土） |

3 応募資格

応募資格者は法人または個人とし、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 宿泊研修館の運営に合致したレストラン経営を行おうとする者であること。
- (2) 継続して3年以上にわたり、レストラン、食堂経営の実績がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けてないこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (8) 滋賀県税に滞納がないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団

体

- ク 法人にあっては滋賀県内に本店または支店・営業所があること。個人にあっては滋賀県内に住所を有すること。

4 営業条件

(1) 営業内容

宿泊研修館の運営管理は指定管理者が行っていることから、経営者は指定管理者と協力して営業を行い、宿泊研修館の利用者（宿泊者等）で必要とする者への食事（朝食・昼食・夕食）提供は必ず行うこととします。

(2) 使用許可期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

ただし、平成30年4月1日以降も継続して使用を希望する場合は、1年間を限度として使用期間の更新を行うことができます。（次年度以降も同じ）

(3) 休業日

宿泊研修館の休館日（年末年始）

その他の休業日については、宿泊研修館指定管理者と協議してください。

(4) 法令等の遵守

食品衛生法等関係法令および県の関係規程等に基づいた事業運営を行い、また、これらにおいて発生した問題については、全て経営者の負担と責任において対処することとします。

5 運営に要する経費等

(1) 施設使用料

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）第2条の規程に基づく使用料が必要です。

（参考）

厨房：2,150,545円/年 食堂：2,050,298円/年

(2) 光熱水費について、その使用した量に応じた金額を共益費として、施設使用料に加算して徴収します。

(3) 上記の他に次の経費については、入居者の負担になります。

- ・調理器具、食器、消耗品一色
- ・室内備品（レジ、棚、装飾品等）
- ・その他運営に係る関連機器一式
- ・食材費（卓上調味料含む）
- ・人件費
- ・通信費
- ・室内の衛生、清掃に関する経費
- ・廃棄物の回収、処分経費
- ・諸官庁手続に関する経費
- ・その他運営に必要な経費

(4) 施設内の既存の備品・設備については、無償で使用することができます。

主な備品・設備：シンク、ワークテーブル、冷蔵庫、レジ台、テーブル、椅子 等

なお、備品は現品のみとし、修繕や更新はしません。

- (5) 施設の現状を変更するときは、事前に協議を行うこととし、その費用は経営者の負担とします。

6 提出書類

応募にあたっては、以下の書類（正本1部）を県教育委員会に提出いただきます。なお、県教育委員会が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 法人の登記事項証明書（個人にあつては住民票記載事項証明書、組合等任意団体にあつては代表者の住民票記載事項証明書）
- (5) 経営者概要・業務実績（様式第4号）
- (6) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、ただし、個人にあつては税務申告書及び決算書）最近2年分
- (7) 県税事務所が発行する「県税に未納がない証明」
- (8) 法人税並びに消費税および消費税の納税証明書（個人の場合は申告所得税の納税証明書）

※ 証明書および謄本は、提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

7 提出書類の受付

- (1) 提出先
〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会事務局生涯学習課生涯学習振興係
[Tel: 077-528-4651](tel:077-528-4651)
- (2) 提出期間
平成29年4月26日（水）から平成29年5月10日（水）まで
（土曜日、日曜日を除く）午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法
持参または郵送とします。郵送の場合は、書留郵便で平成29年5月10日（水）午後5時必着とします。（FAXおよび電子メールでの提出は認めません。）

8 応募に要する費用

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。現地において施設や設備等の確認が行えます。公募に参加される方は原則参加願います。

- (1) 実施期間 平成29年4月20日（木） 午前9時～午後5時
- (2) 実施場所 滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館
- (3) 申込方法

現地確認申込書（様式第5号）を、県生涯学習課まで提出してください。

(FAXまたは電子メールでの提出も可。)

FAX : 077-528-4962

E-mail:ma06@pref.shiga.lg.jp

(4) 申込期限 平成29年 4月19日(水) 午後5時まで

10 質問および回答

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成29年 4月10日(月)～平成29年 4月19日(水)

(土曜日、日曜日を除く) 午前9時から午後5時までとします。

(2) 受付方法

別紙質問書(様式第6号)に記入の上、FAXまたは電子メールで送付してください。電話での照会には応じません。

(3) 回答方法

質問者に対し、FAXまたは電子メールにより、個別に回答します。

また、すべての質問事項、回答をまとめ、随時、県教育委員会生涯学習課のホームページにおいて公表します。

11 選定方法

審査および選定は、当課が設置する選定委員会において、次の方法により実施します。

なお、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に応募の内容の説明をお願いすることがあります。

(1) 応募資格審査

応募申請書類を受理したすべての者を対象に、応募資格要件を満たしているか審査します。

(2) 事業提案内容審査

応募資格要件を満たした応募者を対象に、事業内容を審査します。評価基準は以下のとおりです。

①事業基本方針が目的に沿った内容であるか。

②宿泊研修館の宿泊・利用者ニーズを踏まえ、メニュー構成、価格設定は適正か。

③適切な業務体制となっているか。(責任体制、必要な資格等)

④食品・調理への安全管理や許可区域内の清潔保持への体制は適正か。法令順守へ適切な対応が図られているか。

⑤法人等の業務実績について直近2年間における運営実績は適正か。

(3) 選定決定および選定結果の通知

選定結果は応募者全員に書面で通知します。結果の通知後、県生涯学習課のホームページで公開します。なお、電話等のお問い合わせには応じません。

(4) 使用許可の手続き

滋賀県と内定した経営者との間で、使用許可の手続きを行います。

12 その他

運営開始準備等に係る協議については、別途行います。